

鳥取市環境審議会（令和4年度第2回） 議事録

1. 日 時 令和4年8月29日（月） 13：30～15：00
2. 場 所 鳥取市役所 市民交流棟2階 多目的室1
3. 出席者
 委 員：吉永会長、横山副会長、笠木委員、高部委員、山田委員、田中委員、
 新委員、広沢委員、山本委員、西上委員、中嶋委員、眞木委員
 事務局：深澤市長、国森局長、上田課長、西澤課長補佐、池原係長、古網課長補佐
4. 審議事項
 （1）一般廃棄物処理手数料の見直しについて【諮問事項】
5. 議事録署名委員選出 新委員、田中委員
6. 議事概要 以下のとおり（注：発言内容は一部要約して掲載しています）

発言者	発言内容
事務局	令和4年度第2回鳥取市環境審議会を開会します。1名の委員より本日の会議を欠席される旨、連絡がありました。また、委員2名の到着がまだですが、現在出席委員数でも、委員総数14名中出席委員数11名で過半数以上となり、鳥取市環境審議会条例の規定に基づき、本日の会議は成立することを報告します。開会にあたり、会長よりご挨拶をお願いします。
会 長	《会長あいさつ》
事務局	次第2の諮問に移ります。 深澤市長より環境審議会へ諮問を行います。
市 長	《諮問書の読み渡し》
事務局	市長よりご挨拶を申し上げます
市 長	《市長あいさつ》
事務局	市長は次の公務のため退席します。 以降の進行については、議長の吉永会長をお願いします。
会 長	最初に議事録署名委員を選出します。現在、出席されている委員から名簿順に田中委員と新委員にお願いしたいと思いますが、了解いただけますか。
両委員	了解。
会 長	議事に移ります。一般廃棄物処理手数料の見直しについて、事務局より説明をお願いします。
事務局	最初に、第1回環境審議会での説明について一部修正します。 ①(議事録P.6) 不法投棄監視員の報償金は、人数×2,000円ではなく人数×2,500円 ②(議事録P.6) 不法投棄監視員の報償金については、一般財源ではなく、手数料を財源としています。 《一般廃棄物処理手数料の見直しについて資料に沿って説明》 家庭ごみ有料指定袋制度について、導入の目的・意義、これまでの経緯、現在の手数料について、ごみの排出量については、第1回環境審議会でも説明していますので説明を省略します。

発言者	発言内容
	<p>別冊資料に、ごみ排出量（家庭ごみ・事業ごみ、可燃ごみ収集分、プラスチックごみ収集分）の推移、人口と世帯数の推移等を記載しています。全体的に、ごみ排出量は減少しています。</p> <p>次に、指定ごみ袋の価格について、基本的な考え方として、平成19年度から有料化を導入するに当たり、先行する多くの自治体が採用していた「ごみの収集・処理に要する総費用の1割」を価格設定の基本としており、この考え方を基に、令和5年度以降の手数料についての案を作成しています。また、プラスチックごみについては、まだ可燃ごみの中にプラスチックごみも混在している状況で、プラスチックごみの分別を促すため、プラスチックごみ袋の金額は可燃ごみ袋の金額の半額を設定しています。</p> <p>ごみ袋価格の具体的な算出方法は、</p> <p>①令和3年度実績における年間のごみ処理経費（収集運搬、運営管理、施設建設費等）1,519,512千円を年間の家庭ごみ総排出量33,716トンで割り、1トン当たり処理単価45,068円、1キロ当たり処理単価45.068円となります。</p> <p>②1キロ当たり処理単価45.068円をリットルに換算するため、厚生労働省データで示すごみの比重1リットル当たり0.3キログラムを用いて、1リットル当たりのごみ処理経費は、13.52円となります。この「ごみの比重1リットル当たり0.3キログラム」は、全国の自治体で統一して使用されているものではなく、国が使っているので多くの自治体が使っているというものです。自治体によっては、ごみの比重1リットル当たり0.2キログラムや、その他、実態調査をして出たキログラム数で換算しているところもあります。</p> <p>③指定袋（可燃・大）は45リットルですので、1リットル当たりのごみ処理経費13.52円×45リットルで608.4円となり、その1割として60.8円の価格を設定するものです。</p> <p>有料化制度導入以降、ごみ排出量は減少傾向が続いており、今後も減少を図っていく必要があります。一方、人口は減少していますが、核家族化により世帯数は増えているため、ごみステーションは増加し、ごみ処理経費は下がっていません。新可燃物処理施設リンピアいなば（以下、「リンピアいなば」。）の稼働延期に伴い、ごみ処理経費等が算出できない状況にあることや、来年度以降に鳥取県東部広域行政管理組合（以下、「東部広域」。）において可燃ごみ処理手数料を審議される状況等を勘案し、この令和3年度実績において算出された可燃ごみ・プラスチックごみ処理手数料（指定ごみ袋価格）を、令和5年度～令和7年度に据え置きたいと考えています。</p> <p>ちなみに、令和5年度～令和7年度について、ごみ排出量が毎年0.8%ずつ減少すると想定し、東部広域負担金等で生じる経費等を見込んだ結果、可燃ごみ処理手数料（指定ごみ袋価格）は73円となりますが、令和5年度～令和7年度は据え置きたいとしたいと考えています。</p> <p>次に、可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）及び動物の死体処理手数料は、こ</p>

発言者	発言内容
	<p>これまで市が神谷清掃工場で処理していましたので鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下、「本市条例」。）で手数料を定めていましたが、リンピアいなばで可燃ごみ全量受け入れを開始したことに伴い、鳥取県東部広域行政管理組合手数料条例（以下、「東部広域条例」。）を適用していることから、本市条例の適用箇所について、令和5年度に廃止したいと考えています。</p> <p>次に、大型ごみ処理手数料は、本市条例施行規則で「品目ごとに3,000円以内で規則に定める額」として定めているところです。平成26年度に品目及び規格等について見直しを行いました。それ以降改定されていません。この度、重量の整合性や解体作業の有無及びその解体作業時間等を勘案し、見直ししたいと考えています。別冊資料⑬大型ごみ処理手数料改定案一覧表に改定したものを載せています。載っていないものは、全て据え置きとします。</p> <p>《別冊資料⑬大型ごみ処理手数料改定案一覧表資料について説明》</p> <p>大型可燃ごみ及び大型不燃ごみの処理原価、分別解体作業費について、東部広域で定める処理料金が引き上げになっていることや解体作業員人件費が引き上げになっていることに伴い、見直しを行いました。表の算定料金の金額を端数処理したものが、改定後の料金となります。</p> <p>最後に、特定家庭用機器廃棄物処理手数料は、特定家庭用機器再商品化法の施行に係る特定家庭用機器廃棄物（冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、エアコン）を本市が収集運搬する場合の処理手数料であり、別途、リサイクル料金が必要となるものです。これについては、現行料金を据え置きたいと考えています。</p>
会 長	<p>諮問内容を大別すると、①家庭ごみ（可燃ごみ・プラスチックごみ）、②自ら搬入する場合、③大型ごみ、④大型ごみの中でも特定家庭用機器、の4つとなります。個々に確認及び質疑応答をしていきたいと思えます。</p> <p>まず、指定ごみ袋価格の算定基準として、処理費用を計算してその1割としてきました。</p> <p>別冊資料⑨について、ごみ処理経費の1割をごみ袋の価格算定基準としているのに、ごみ処理経費におけるごみ袋収入の割合が20.3%（令和3年度）と高いのはなぜか、これは、各ごみ袋の容量一杯を使用していないからなのか、また、ごみ袋収入のうちごみ処理経費に充当した額は、ごみ処理経費の14.1%（令和3年度）であるが、その差分は、ごみ袋作成費ということでしょうか、お伺いします。</p>
事 務 局	<p>指定ごみ袋価格の算定基準は、ごみの収集及び処理に係る経費の1割としていますが、別冊資料⑨のごみ処理経費には、ごみの収集及び処理に係る経費以外のものも入っています。具体的には別冊資料⑨の表（ごみ袋収入の充当先）に記載していますが、収集運搬費以外として、①資源回収等を行う各地域や学校への奨励金、②ごみ袋の作成及び販売手数料等の家庭ごみ有料化事業、③生ごみの堆肥化コンポスト補助やごみ減量化パンフレット作成等により普及啓発を行うごみ減量化推進事業、④不法投棄監視員の報酬等の不法投棄対策関係費が含まれており、算出に用いたごみの収集及び処理に係る経費とは合致していません。</p>

発言者	発言内容
会 長	ごみ袋の販売収入の約25%がごみ袋の作成経費、残り75%のうち、70%がごみの収集及び処理に係る経費、5%がその他の経費に使われているということだと思います。また、販売収入が多くなっているのは、例えばごみ袋大は45リットル入りますが、45リットル一杯にして出す方はそんなにいないので、実際のごみ排出量よりたくさんごみ袋が売れているのではないかと推察します。
委 員	家庭ごみ有料指定袋制度導入の目的は、分別の徹底、ごみの減量、リサイクルの促進・継続となっています。別冊資料⑨において、平成20年度と比べて再資源化等推進団体奨励金やごみ減量化推進事業等が減額している要因は何かお伺いします。
事 務 局	再資源化等推進団体奨励金は、自治会や学校等の資源回収の取組が減ってきています。生ごみの堆肥化コンポスト補助やパンフレット作成等を行ごみ減量化推進及び不法投棄監視員報酬等の不法投棄対策は、継続して取り組みを行っていますが、平成20年度の金額が大きかった要因については不明ですが、取組自体が減ってきているということではありません。
委 員	家庭ごみ有料指定袋制度導入の目的については、継続して取り組んでいるということで理解してよろしいでしょうか。
事 務 局	その通りです。
委 員	別冊資料⑨のごみ袋収入の充当先について、令和3年度収集運搬費（家庭ごみ）には241,013千円充当している。ごみ袋価格算出時の説明では、令和3年度収集運搬費実績は983,123千円であったので、差額分は一般財源等を充てているということでしょうか。
事 務 局	その通りです。
委 員	別冊資料⑨のごみ袋収入の充当先について、①再資源化等推進団体奨励金、②家庭ごみ有料化事業、③ごみ減量化推進事業、④不法投棄対策関係、⑤その他の事業は、指定ごみ袋価格の算定には含めていないと理解してよろしいでしょうか。
事 務 局	指定ごみ袋価格の算定に使うのは、ごみの収集運搬費や処理施設経費、処理費ですが、別冊資料⑨は、市に入ってきたごみ袋収入をどのような事業に充当しているかという一覧ですので、算出根拠と充当先とは違うということになります。
委 員	例えば、再資源化等推進団体奨励金は令和3年度12,162千円のごみ袋収入を充当していますが、これは歳出金額全てにごみ袋収入を充てているのでしょうか。行政が行うべき取組については、ごみ袋価格の算定に加えるべきではないと考えますが、お伺いします。
事 務 局	家庭ごみの処理原価の算定に使っているのは、ごみの収集運搬費や処理施設経費、処理費だけですので、再資源化等推進団体奨励金や不法投棄対策関係等は、含まれていません。
会 長	ごみ袋を作成及び販売する経費は、別冊資料⑨の家庭ごみ有料化事業、令和3年度では89,509千円が歳出の全額であるか伺います。
事 務 局	令和3年度実績89,509千円のうち、半分が作成費、残り半分が販売手数料であり歳出の全額です。その全額について、ごみ袋収入を充当しています。

発言者	発言内容
委員	指定ごみ袋の有料化に際して、先行する多くの自治体が採用していたことを理由に、手数料設定の基本を「ごみの収集・処理に要する総費用の1割」としていますが、令和4年度現在でも、多くの自治体において「ごみの収集・処理に要する総費用の1割」という考え方が一般的であるのか伺います。
事務局	<p>他都市の状況については、別冊資料⑩に記載しています。</p> <p>他都市の計算式までの把握はしていませんが、手数料設定については、現在でも、多くの自治体において「ごみの収集・処理に要する総費用の1割」という考え方は変わっていないと思います。</p> <p>ただ、1リットル当たりのごみ処理経費算出において、本市では厚生労働省データによるごみの比重：0.3kg/lを使っていますが、これによれば、本市のごみ袋大では45リットルで13キログラムとなります。現在では、このごみの比重という部分について、実際に出されたごみの重量について実態調査を行い、その結果により、0.2kg/lや0.25kg/lで計算する自治体も増えてきている状況です。</p> <p>本市も一昨年、県と合同で、出されたごみの成分についての分析調査を行った際、いくつかのごみ袋の重量を測定しました。検査数が少数のため、平均値とまでは言えませんが、ごみ袋大45リットルで13キログラム以上あったものはほとんど無い状況でしたので、このごみの比重：0.3kg/lについては、今後、見直しが必要であると考えています。</p>
委員	別冊資料⑧について、令和5年度～令和7年度の計算は、東部広域への負担金等によりごみ処理経費を見込んだものと考えますが、リンピアいなばが稼働しておらず、売電収入も分からない状況であるため、指定ごみ袋の価格はとりあえず据え置くものであるという理解でよろしいでしょうか。
事務局	本来であれば、今年度に新リンピアいなばが稼働開始する予定であり、数ヵ月でも実績があれば想定ができましたが、今年度中は本稼働しないということで試算することが困難な状況にあります。こうした状況を踏まえ、見込みの計算においては、現在の神谷清掃工場での処理経費の計算式に当てはめて試算しているものです。委員の言われるとおり、想定できない状況であるため、現在の価格を据え置くというのが事務局の考え方です。
委員	そうであれば、3年後の見直し時には、リンピアいなばでの処理による東部広域負担金等に基づき、指定ごみ袋の価格を試算していくのでしょうか。
事務局	次回の手数料見直し時には、1リットル当たりのごみ処理経費算出におけるごみの比重をどうするのか、また、ごみ処理経費にごみの収集運搬費や処理施設経費、処理費以外の経費も含めるか等、基本的な考え方からの検討が必要であると思います。
会長	<p>別冊資料⑧について、リンピアいなばが稼働すればごみ処理経費が上がるのは、恐らく建設に伴う弁済が生じるため、仕方ないと思います。</p> <p>ごみ処理経費の原価算定根拠と、実際にごみ袋収入が充当されている事業費とがあるため、どちらの1割なのか非常に分かりにくくなっています。難しいかもしれま</p>

発言者	発言内容
	<p>せんが、ごみ袋価格の算出については、ごみ処理等に係る全ての経費の1割とし、一方、ごみの比重がごみ袋大45リットルで13キログラムはほとんど無いと思いますので、そこを見直すことで価格を上がらないようにすれば整理できるのではないかと思います。原価及び算定根拠が簡潔明瞭に分かるようにしていくよう見直す必要があると思いますので、3年後には、考え方から変えた方がよいかもかもしれません。</p> <p>収集運搬及び管理運営に関する経費は、ほとんどが人件費だと思いますが、昨今、人件費を上げていかなければならない方向のなかで、見込みに入れなくてよいか伺います。</p>
事務局	<p>収集運搬は、市内を6つのエリアに分け、それぞれを事業者委託していますが、作業員1人当たりの人件費は同じ単価を使っています。</p> <p>ごみの回収品目については、現在、1市4町で統一しています。分別を細かくすると、回収車と人件費2名分の費用がかかってくるので、来年度からのごみの分別品目の見直しについて検討しているところです。例えば、ペットボトルは排出量が増えていますが、ペットボトル回収を単独で増やすのではなく、他の品目を併せて回収できないかなどを検討しています。</p> <p>収集運搬委託料の人件費は上がっていきますが、なるべく市民の負担が少なくなるよう、また、ごみの減量化及び再資源化となるよう、バランスをとりながらやっていきたいと考えています。</p>
会長	<p>今後を見込むのは、非常に難しいと思います。3年後には回収車に再生可能エネルギーを使う方針やそれに係る補助金等も出てくることもあると思います。</p> <p>いずれにしても、ごみ処理経費は、収集運搬等に係る経費だけではなく、ごみ減量化推進等、関連する経費を全て含めた経費で行うという説明の方が理解を得られやすいと思います。啓発も目的であるのであれば、そういうことも考えていただきたいと思います。</p> <p>次に、可燃ごみ処理手数料（自ら搬入する場合）及び動物の死体処理手数料は、今後、リンピアいなばで受け入れを開始するので、本市条例を廃止し、東部広域条例を適用していくということよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>その通りです。リンピアいなばは、東部広域の施設ですので、東部広域条例の手数料が適用されます。現在、神谷清掃工場で支払われている手数料も、本市条例と同額ですが、東部広域条例で定められた金額の手数料をいただいているものです。</p> <p>動物の死体処理手数料は、現在、本市条例では1頭につき1,000円で設定していますが、東部広域条例では、1頭につきではなく、可燃ごみの料金設定と同じで、10キログラム当たり120円で受け入れることとなっています。</p>
会長	<p>最後に、大型ごみ処理手数料及び特定家庭用機器廃棄物処理手数料について、併せて伺います。</p> <p>大型ごみ処理手数料は、3,000円を超えるものは上限3,000円であるということよろしいでしょうか。</p>

発言者	発言内容
事務局	<p>本市条例において、「品目ごとに 3,000 円以内で規則に定める額」としてありますので、上限額は 3,000 円となります。</p> <p>大型ごみ処理手数料は、現行では 100 円刻みで金額を設定していますが、令和 5 年度からの改定案では 500 円刻みで設定したいと考えています。この考え方によれば、別冊資料⑬において、キャビネットは、算定料金は 900 円ですが、改定後料金は 1,000 円となり、また一方、サイドボードは算定料金 1,200 円ですが、改定後料金は 1,000 円となります。500 円刻みとした理由は、大型ごみを出す際には、事前に申し込みいただき、処理料金分のシールを購入いただいて、それを貼って玄関前等に出していただいておりますが、このシールを 500 円と 1,000 円のもの 2 種類だけとすることで、シール作成の経費を削減しようとするものです。</p>
会長	<p>別冊資料⑬では、改定後の大型ごみ処理手数料は概ね値上がりすることとなっております。このことについて、委員の意見をお伺いしたいと思います。</p>
委員	<p>別冊資料⑨の再資源化等推進団体奨励金も含めての話ですが、人口が減少する中で、同じ面積で取り組んでいく以上、ごみ処理等、インフラに係る経費は高くなって当然であると考えます。人件費が上がっていくこと等についても、我々もこれから先、シェアしていく必要があると思います。</p> <p>大型ごみの処理や古紙の回収等について、一般事業者がリサイクル・リユースに取り組む、また、分別ステーションを設置する等、担っている部分があると思いますが、大きな影響があるのかお伺いします。</p>
事務局	<p>現在、市域においても、業者や学校、地域等が設置する古紙等の回収ボックスが増えています。この影響により、市が設置するごみステーションに出される古紙の量が、かなり減ってきている状況です。</p> <p>大型ごみについては、本市が大型ごみ処理手数料を設定し、大型ごみ処理受付センターで受付し、手数料納付後に回収処理していますが、ごみ収集事業者に直接申し込みして回収処理するケースもあります。ただ、この場合は、各事業者が設定する金額となりますので、市が設定する金額より高額になるため、市の設定する金額を上げてほしいとの声も事業者からありますが、これは、不法投棄防止の観点等により低く設定しているものです。</p> <p>別冊資料⑬では、引き上げになる品目を抜粋して記載しています。本市条例施行規則に定める約 300 品目のうち、引き上げとなるのは資料記載の品目等、約 40 品目となり、残りのものは据え置きとなります。</p>
委員	<p>この度の諮問は「一般廃棄物処理手数料の見直しについて」ですが、料金だけをフォーカスするのではなく、SDGs や 2050 年ゼロカーボンなどに向けて、ごみ収集の方法やごみ分別の仕方等にまで広げた審議になればよいと考えます。</p>
委員	<p>大型ごみ処理手数料について、シール作成経費が高額であるため 500 円と 1,000 円のもの 2 種類だけとするという説明でしたが、500 円刻みとすることにより、現行手数料よりも算定料金は本来そこまで上がらなかった品目について改定後金額が上がるものが多々あることをお見受けするなかで、シールの印刷自体を高額ではな</p>

発言者	発言内容
	<p>いものとするので手数料金額を細かく設定するという検討が行われた結果の提案であるのかお伺いします。</p>
事務局	<p>現行のシールは、コピーガード等の仕組みをとっており、特殊な印刷となっているため作成費が高くなっています。先ほどの説明では、シール作成費が高額となるためという理由のみでしたが、取り扱う業者等が100円刻みだと煩雑になるということで、もっと簡単な料金設定ができないのかという質問をいただいていることもあります。</p> <p>現在、地域ごとに受付センターがあり、ここに電話していただくやり方ですが、来年度より、オンラインで24時間対応の申し込みができ、事前に申し込んだものについて料金をコンビニエンスストアで支払いが行うことができるよう検討しているところです。この方法になれば、特殊な印刷でなくただのコピーでよくなるため、印刷費が抑えられるものと考えています。ただ、コピーとした場合、雨が降った時にはがれないか、また、コピーして悪用されないか等について、先行他都市の状況を参考にしたいと思っているところです。</p> <p>シール作成費を減額したいということだけではなく、事務が煩雑になっているという事業者からの声にも対応するため、分かりやすく500円刻みとしたいというのが、今回の提案理由となります。</p>
委員	<p>大型ごみ処理について、高齢者の方などが玄関先に運び出すことは大変ですが、市として何かサービスがあるのかお伺いします。</p> <p>また、別冊資料⑧の令和5年度以降の見込みについて、平均73円で見込まれているのに60円で据え置くということでしたが、建設に伴う弁済も出てくれば、さらに経費の増額もあるかもしれないなかで、この差額に関してどのように考えておられるのかお伺いします。</p>
事務局	<p>高齢者の方などより、大型ごみを玄関先に出すことが大変であるため、家の中に入って運び出してほしいとの要望をいただいておりますが、家に傷をつけてはいけませんので、市としては玄関先に出していただくことをルールとしています。ただ、許可業者は、追加料金を支払うことによって家の中から運び出すことをしていることもあるようですので、運び出しが困難な方については、直接業者を案内する対応をしているところです。</p> <p>また、別冊資料⑧のごみ処理経費について、収集運搬費は現在の市の実績等より想定ができるのですが、施設建設費や運営管理費は見込みが立たないという状況です。ただ、リンピアいなばではごみ焼却による発電及び売電を行いますが、売電収益も見込んでいませんので、この金額以上に高くなることはないのではないかと思っています。</p>
会長	<p>本日意見にありましたように、料金だけでなく、今後の廃棄物処理の方針等についても審議していければと思います。</p> <p>以上、令和4年度第2回環境審議会を閉会とします。</p>